

墨田区告示第32号

令和8年度労働報酬下限額について

令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号）第9条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和8年1月23日

墨田区長 山本亨

工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり1,486円
---------	--------------